

指宿市開聞庁舎整備基本計画（案）

平成 31 年 4 月

指宿市

指宿市開聞庁舎改修基本計画（案）

【目次】

1	基本計画策定の目的	1
2	開聞庁舎の現状と課題	2
	2-1 庁舎の現状	
	2-2 庁舎の課題	
3	庁舎整備方針	6
4	庁舎整備計画	10
5	全体工程計画	12
6	概算事業費	13

【巻末資料】

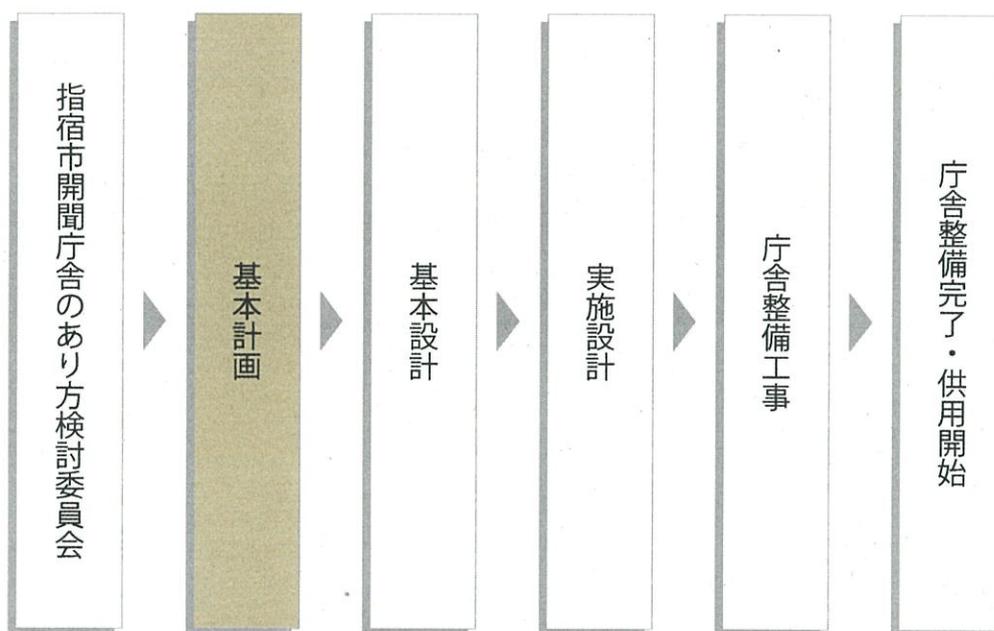
- ・開聞庁舎利活用アンケート結果
- ・指宿市開聞庁舎のあり方検討委員会検討経過議題

1 基本計画策定の目的

開聞庁舎は、昭和 45 年に旧開聞町役場庁舎として建設され、合併後の平成 18 年以降は指宿市役所の開聞支所として地域における行政サービスの拠点となり様々な業務を行っています。

しかし、建築後 49 年を経過し、耐震性の不足や老朽化等により市民や来庁者への安心安全に対する懸念や利便性の低下等、様々な問題をかかえており、早急な対応が望まれています。

このような状況を踏まえ、市では「指宿市開聞庁舎のあり方検討委員会」を設置し、現状や課題等を総合的に調査・研究しながら、今後の庁舎のあるべき姿について様々な観点から検討を進めてきました。基本計画については、指宿市開聞庁舎のあり方検討委員会にてまとめられた庁舎整備にあたっての基本的な考え方や方向性について具体化し、今後の庁舎整備計画に反映すべき事項の方針を示すために策定するものです。

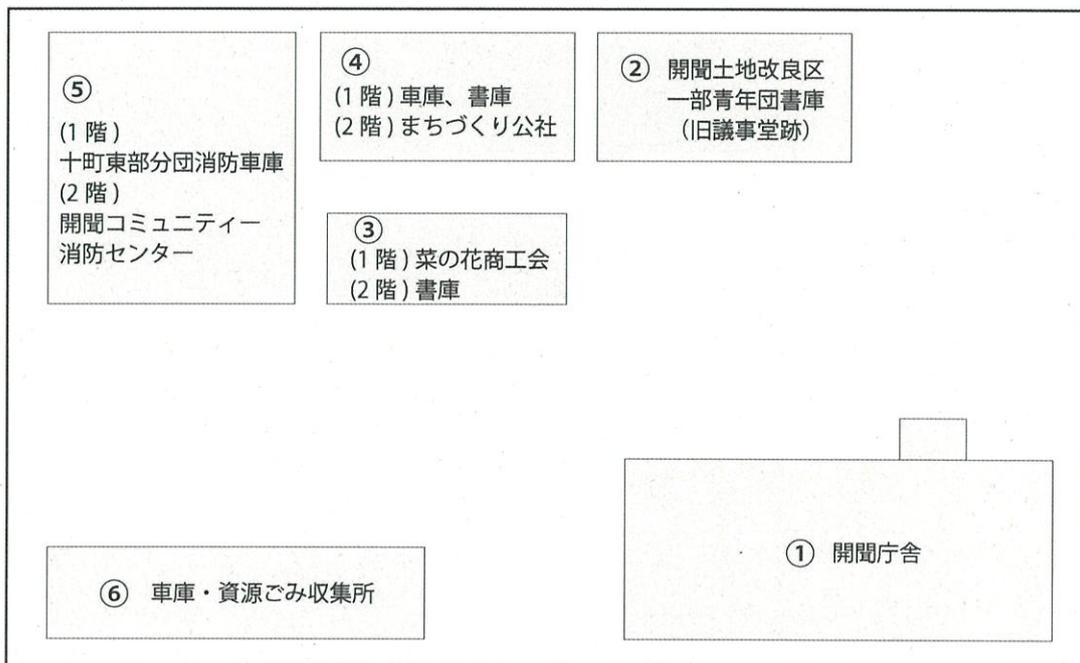


【庁舎整備完了までの流れ】

2 開聞庁舎の現状と課題

2-1 庁舎の現状

平成 18 年 1 月、旧指宿市・旧開聞町・旧山川町の 3 市町の合併により新「指宿市」が誕生しました。開聞庁舎は、昭和 45 年に建設され、合併後は指宿市役所の開聞支所として使用されています。建築後 49 年を経過していることもあり、建物の老朽化や利便性の低下など様々な問題を抱えています。



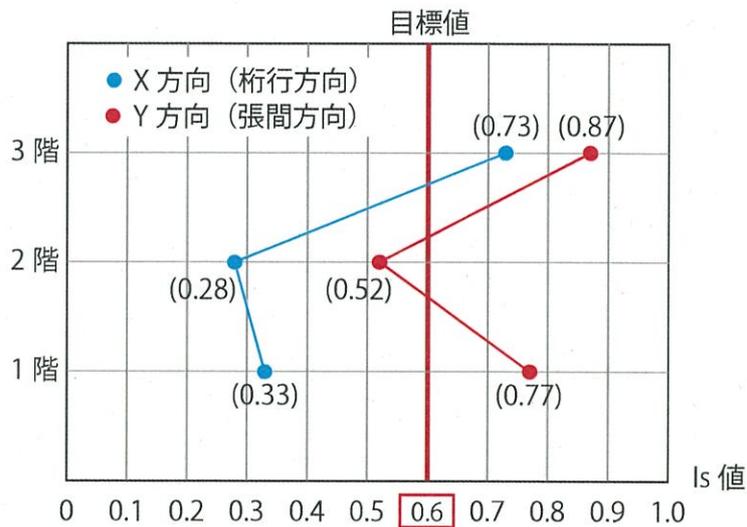
【現在の庁舎配置図 平成 31 年 2 月 1 日現在】

番号	名称	建築年 (経過年数)	構造	延べ床面積	主な利用等
①	開聞庁舎	昭和 45 年 (49 年)	鉄筋コンクリート 3 階建	1,398.192 m ²	地域振興課 市民福祉課 水道課
②	開聞土地改良区 (旧議事堂跡)	昭和 22 年 (72 年)	鉄筋コンクリート 平屋建	164.79 m ²	開聞土地改良区
③	1 階) 菜の花商工会 (旧共済組合事務所) 2 階) 書庫	昭和 43 年 (51 年)	鉄筋コンクリート 2 階建	143.47 m ²	菜の花商工会
④	1 階) 車庫、書庫 2 階) まちづくり公社	昭和 46 年 (48 年)	鉄筋コンクリート 2 階建	143.00 m ²	まちづくり公社
⑤	1 階) 十町東部分団消防車庫 2 階) 開聞コミュニティー 消防センター	平成 4 年 (27 年)	鉄骨 2 階建	467.52 m ²	車庫、会議室等
⑥	車庫・資源ごみ収集場	昭和 42 年 (52 年)	鉄骨 平屋建	181.50 m ²	車庫・資源ごみ収集所

2-2 庁舎の課題

(1) 耐震性能の不足

平成 27 年度に耐震診断を実施し、学識経験者による委員会において「X 方向の 1 階と 2 階、Y 方向の 2 階が文部科学省の耐震診断基準に定められる判定指標 $I_{so}=0.6$ を満足しておらず、補強が必要」との診断結果が示されています。地域における行政サービス拠点であり様々な業務を行っていることをふまえ、一刻も早く耐震性能の確保を図る必要があります。



【現庁舎の Is 値】

Is 値	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
0.30 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
0.30 以上 0.60 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある
0.60 以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

【Is 値の概念】

Is 値 構造耐震指数 : 建築物の耐震性能を表す指標
値が大きいほど耐震性能が高いことを示す

Iso 構造耐震判定指数 : 耐震安全性を判定する指標 Is 値 (構造耐震指標) と比較する値

(2) 建築物の老朽化

現庁舎は築 49 年が経過しており、外壁のひび割れや、一部鉄筋の腐食による爆裂が発生している箇所も見られます。鉄筋コンクリート造の減価償却資産の耐用年数は 50 年であることから早急な改修等の対応が必要と思われます。

また現在、開聞土地改良区、青年団及び菜の花商工会が使用している旧議事堂跡及び旧共済組合事務所跡の建物については、老朽化及び耐震性能が不足している状況です。



【外壁ひび割れ状況】



【屋上手すり爆裂状況】

(3) 空きスペースの利活用不足

現在、1階部分のほとんどは行政の執務スペースとして、2階及び3階部分については会議室や永久文書等の書庫、倉庫として利用されています。しかし、未利用のまま空きスペースとなっている室もあり有効活用出来ていないのが現状です。



2階【旧行政スペース】



2階【旧応接スペース】



3階【旧議場】



3階【旧控室】

(4) ユニバーサルデザインへの対応不足

現庁舎は、車いす利用者や高齢者等に対応したトイレが整備されておらず、庁舎を利用するすべての人にとって利用しやすい状況とは言えません。また、2階及び3階の利用については、移動手段が階段に限られるため、小さな子ども連れや高齢者、障がい者などの来庁者が安全に安心して利用できない等、社会環境の変遷とともに期待される機能を果たせなくなってきました。

※ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすること。

3 庁舎整備方針

庁舎の整備にあたっては、現庁舎の抱える問題点の解決に加えて、庁舎を訪れる人々に対し優しく、身近な施設となるよう次の4つの基本方針により検討を進めていきます。

【庁舎整備の基本方針】

(1) 安全安心な庁舎

(2) 機能性・利便性の高い庁舎

(3) 市民に開かれた、親しみのある庁舎

(4) 市民がいつでも使える庁舎

(1) 安全安心な庁舎

① 耐震性能の確保

庁舎は、危機管理の機能を備えた防災の拠点であるため、災害発生時にいち早く復旧・復興を図るために重要な役目を果たさなければならないことから、庁舎整備計画においては耐震性能の確保を最優先とします。

新庁舎は、大規模な地震時においても被害を最小限に抑え、庁舎機能を維持することのできる十分な耐震性能及び安全性を確保し、防災・災害対策・復興の拠点として住民の生命・財産を守ることの出来る安全安心な庁舎とします。

② 災害時における行政機能の維持（防災拠点）

大規模災害が発生した際には災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施していくことが必要であり、庁舎は災害対策本部の設置などにより防災拠点としての司令塔機能を十分に果たすことの出来る場となる必要があります。

また、災害時における電気通信機器等の使用不能により災害対応に支障をきたすことのないよう非常用電源設備を設ける計画とします。非常用電源設備に関しては、敷地内にある開聞コミュニティ消防センターが一次避難所[※]として指定されていることを踏まえ、庁舎だけでなく避難所の運営においても支障のない電源容量とします。

③ 一次避難スペースの確保

風水害による家屋倒壊、河川の決壊、地震発生直後の余震や津波のおそれがある場合等に、迅速・確実に避難者を受入れ、生命・身体の安全を守る必要があることから、庁舎内に一時的に住民が避難することの出来るスペースを確保します。

※一次避難所

自主避難者を含め最初に開設する避難所

(2) 機能性・利便性の高い庁舎

① ユニバーサルデザインに配慮した庁舎

庁舎は建築後 49 年が経過しており、社会環境の変遷とともに時代のニーズに対し大きくズレが生じている状況です。年齢や障害の有無にかかわらず、庁舎を利用するすべての人が使いやすく分かりやすい庁舎とするため、ユニバーサルデザインを積極的に採用します。

② バリアフリー導入

車いすでの通行が可能なゆとりのある通路幅を確保するとともに、段差や勾配を極力少なくするなど、来庁者が誰でも円滑に移動出来るよう、バリアフリー化に配慮した計画とします。

③ トイレの整備

トイレに関しては住民アンケートの結果においても多くの意見が寄せられており、スペースや数の問題など十分に機能を果たせていない状況にあります。庁舎整備に際しては、住民アンケートの結果等を踏まえたトイレスペースを整備します。また、車いす使用者や子ども連れ、LGBT[※]、オストメイト[※]使用者など様々な来庁者に配慮した多目的トイレを設置します。手すり、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳スペースに関しては適切に設置します。



【多目的トイレのイメージ】

※ LGBT

性的少数者を限定的に指す言葉。女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、出生時に診断された性と自認する性の不一致があり、その他の性的少数人数は含まない。

※オストメイト

人口肛門、人口膀胱

④ 交通拠点施設としての庁舎

現在、開庁庁舎周辺には、路線バス、市内循環バスが運行されているものの、バス停留所が点在しており、位置が分かりづらく連携がなされていない状況であります。

今後、新庁舎にそれぞれの停留所を集積することを検討し、地域交通の拠点としての活用を視野に入れた施設整備を行います。

⑤ 外部団体との連携

現在、来庁者の用件によっては別の建物へ行かなければならない場合もあり、利便性が確保されていない状況です。関係外部団体等の入るスペースを庁舎内に確保することで、スムーズに各種手続きが行えるようにします。

(3) 市民に開かれた、親しみのある庁舎

① 地域住民や、観光客に開かれた庁舎

現庁舎は、玄関ホールや待合のスペースが狭く市民の待機スペースが十分ではありません。総合案内所の設置、個別対応可能な窓口の設置など行政機能として職員の業務効率を高める空間へと整備することに加え、待ち時間にゆっくりとくつろげるスペースを設ける計画とします。

また、子ども達が集えるスペースや、市民や各団体をはじめ、観光客や登山客にとっても気軽に立ち寄ることのできる親しみのある庁舎とします。

(4) 市民がいつでも使える庁舎（管理・運営方法）

① 民間活力との連携

誰もがいつでも利用しやすい庁舎とするため、開庁日や開庁時間の拡大を検討し、市民と行政の協働によりそれぞれの特性を生かしつつ相互の役割と責任を果たすことにより、市民に開かれたスペースの積極的活用の促進を図ります。

4 庁舎整備計画

平成 28 年度より計 9 回に渡り開催された「指宿市開聞庁舎のあり方検討委員会」では、今後の庁舎のあるべき姿について現庁舎の利活用や建て替えといった様々な角度から意見が出され、委員会としての考えがまとめられました。

A 案：現庁舎の 1～3 階部分の全てを改修し整備する案

B 案：現庁舎の 3 階部分を取り壊し、2 階以下を改修し整備する案

C 案：現庁舎の 3 階部分については改修を行わず、2 階以下を改修し整備する案

D 案：現庁舎をとり壊し、平屋に建て替える案

あり方検討委員会の意見として D 案が示されており、その集約結果を踏まえて、庁舎整備については「平屋に建て替える」整備を行います。

(1) 敷地利用計画

開聞土地改良区、青年団及び菜の花商工会が使用している旧議事堂跡及び旧共済組合事務所跡の建物については、老朽化及び耐震性能不足のため解体することとします。解体後は、設備機器の設置スペースとするなど、敷地全体を有効活用する計画とします。

駐車場についても、車いす使用者の駐車場や、様々な利用者に配慮した計画とします。

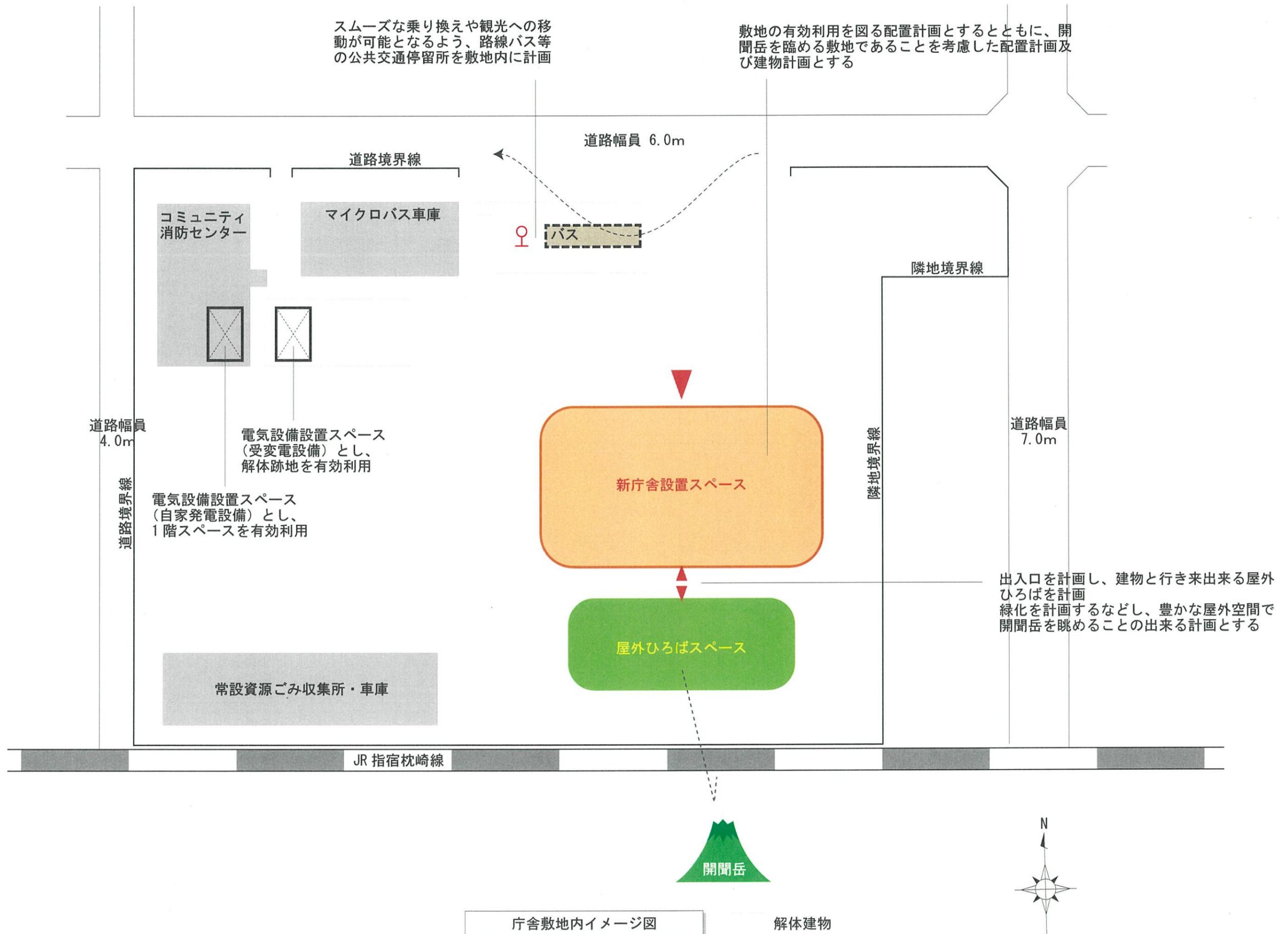
(2) 平面計画

指宿市開聞庁舎のあり方検討委員会における検討結果及び住民アンケートを踏まえ、新庁舎については以下の内容を踏まえた平面計画・設備計画とします。

- 交流スペースを配置し、市民や観光客、開聞岳登山者など様々な人々が気軽に立ち寄り利用できる計画とします。
- 来庁舎の利便性向上、行政サービスの機能的・効率的な提供を可能とするため、行政スペースをまとめた位置に計画します。
また、近接した位置に関係外部団体等の入るスペースを確保し、スムーズに手続きができる計画とします。
- キッズコーナーや図書コーナー、学習コーナー等を設け、多様な世代が利用しやすい庁舎とします。

スムーズな乗り換えや観光への移動が可能となるよう、路線バス等の公共交通停留所を敷地内に計画

敷地の有効利用を図る配置計画とするとともに、開聞岳を臨める敷地であることを考慮した配置計画及び建物計画とする



庁舎敷地内イメージ図

